

「札幌司法書士と連携した無料登記相談所」(愛称:きけるっしょ)を再開しました！

令和5年11月2日(木)から、札幌法務局登記部門待合室内に設置されている札幌司法書士会と連携した無料登記相談所(愛称:きけるっしょ)を再開することとしました。

「きけるっしょ」は、札幌法務局及び札幌司法書士会が相互に連携し、司法書士が国民からの相談に対応することにより、行政サービスの向上を図るとともに、不動産登記(権利に関する登記)の促進及び法定相続情報証明制度の普及並びに司法書士制度に対する理解を深めることを目的としています。

①相談所の概要

- ①開設時間 毎週 火曜日～金曜日 午後1時～午後4時(ただし、休日及び年末年始の閉庁日を除く。)
- ②開設場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎1階 札幌法務局登記部門内
- ③相談員 札幌司法書士会所属司法書士
- ④相談内容 不動産登記(権利の登記)(注)、法定相続情報証明制度
- ⑤相談時間 1回 20分以内
- ⑥その他 相談時には、できる限り、登記事項証明書、その他の関係書類を持参願います。
(注)不動産登記(権利に関する登記)の代表例として、不動産の相続、売買、抵当権抹消の登記があります。

②相談ブースの場所

相談所は、札幌法務局登記部門南側の待合室内に設置しています。プライバシーにも、十分配慮していますので、ご安心ください。



相談所(外観)

③相談ブース入り口にある予約表で予約の確認を

相談所における相談は、事前予約制としています。相談ブース入り口に、当日の予約表を掲示していますので、予約内容をご確認ください。予約内容を確認後、相談所前に設置された椅子でお待ちください。



予約表(メニュースタンドの上にあります。)

④相談ブースの中

予約時間となりましたら、相談員がお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら、相談ブースの中へお入りください。



相談員(司法書士)